

住所の表示変更により 必要となる手続きは？（その1）

平成16年2月1日から「飛騨市」が誕生することにより、官公署等で住所の表示変更の手続き等が必要になってくる場合があります。

ここでは、国や県などに関係するものについてお知らせします。

【国関係】

項目	該当者	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法等	
・郵便番号		不要	・郵便番号の変更は必要ありません。	飛騨古川郵便局 (0577)73-2600 飛騨細江郵便局 (0577)75-2051 飛騨河合郵便局 (0577)65-2071 坂上郵便局 (0577)63-2222 打保郵便局 (0577)62-3222 神岡郵便局 (0578) 2-1132 神岡船津郵便局 (0578) 2-1403 袖川郵便局 (0578) 2-1407 東茂住郵便局 (0578) 5-2142
・郵便貯金通帳 ・簡易保険証書	左記の通帳等 をお持ちの方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	
・郵便貯金キャッシュカード		不要		
・不動産(土地、建物) 登記簿の登記事項	・不動産を所有し、または 所有権以外の 権利を有し、 これらに関する 登記を旧町村 の名称で登記 をしておられ る方	不要	・新たな名称に変更する手続きは必要ありません。 ・法令の規定により、変更登記があったものとして読み替えます。 ・なお、変更を希望される方は、変更登記申請をすることができます。ただし、古川出張所管轄外の物件について登記をしようとする場合は新市が発行する証明書が必要となります。(登録免許税は非課税です。)	岐阜地方務局 古川出張所 〒509 - 4237 古川町栄2 - 5 - 13 (0577) 73 - 2434
・不動産(土地、建物)の所在、所有者 または(根)抵当権、 仮登記等各種権利の 権利者の住所等		不要		
・会社、組合、その他各種法人登記簿の 登記事項 ・本店または主たる 事務所の所在及び代 表者等の住所	旧町村内に本店または主たる事務所を置く会社及び組合等各種法人の代表者	不要	・新たな名称に変更する手続きは必要ありません。 ・法令の規定により、変更登記があったものとして読み替えます。 ・なお、変更を希望される方は、書面で修正を申し出ることができます。ただし、古川出張所管轄外の事案で修正を申し出る場合は、新市が発行する証明書が必要となります。(登録免許税は非課税です。)	
・自動車車検証	軽自動車(三輪、四輪)の 使用者・所有者	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。(廃車届けを含む)	軽自動車検査協会岐阜事務所 〒501 - 6122 柳津町高桑3274 - 1 (058) 279 - 1134
	普通自動車及び小型二輪自動車(排気量251cc以上)の 使用者・所有者	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、譲渡及び廃車される際は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。	中部運輸局岐阜運輸支局 飛騨自動車検査登録事務所 〒506 - 0035 高山市新宮町830 - 5 (0577) 36 - 1221
・軽自動車届出済証	二輪の軽自動車(126cc~250cc)の 使用者・所有者	不要		
・国民年金、厚生年金の受給者の住所	年金の受給者	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、番地が変更したときのみ、本人による申請が必要です。	岐阜社会保険事務局 高山事務所 〒506 - 0009 高山市花岡町3 - 6 - 12 (0577) 32 - 6111

【岐阜県関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・学校法人寄付行為変更認可申請書	私立学校又は私立学校を設置する法人	要	・合併後速やかに、県庁で手続きを行ってください。	県庁 地域県民部 教育振興室 〒500 - 8570 岐阜市藪田南2 - 1 - 1 (058) 272 - 1111 (内線2463)
・位置(地番)変更届学(園)則変更届	私立学校			
・計量証明事業登録 ・特定計量器製造(修理、販売)事業届け出 ・適正計量管理事業所の指定	左記の登録等をされている方	不要	・変更の届け出は必要ありません。計量証明事業者登録証について、住所の訂正を希望される方は、変更届及び新市で発行する証明書を添付することにより、無料で訂正します。	県庁 計量検定所 〒500 - 8570 岐阜市藪田南2 - 1 - 1 (058) 272 - 1111 (内線2402)
・通訳案内業免許	左記の交付を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。ただし、住所変更を希望される方は、通常の手書き換え手続き(手数料4,000円)を行ってください。	県庁 国際室 〒500 - 8570 岐阜市藪田南2 - 1 - 1 (058) 272 - 1111 (内線2352)
・旅券(パスポート)	旅券(パスポート)所持者	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所等をご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。	岐阜県旅券センター 〒500 - 8384 岐阜市藪田南5 - 14 - 53 (058) 277 - 1000 (内線2260)
	旅券(パスポート)申請者	不要	・旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票、戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	
・(知事の所管に属する)公益法人の登記事項変更の届出	各公益法人	要	・合併後すみやかに県所管課・室に登記簿の謄本を添付して届出を行ってください。	県庁 経営管理部文書法務室 (058) 272 - 1111 (内線2113) (実際の届出先は各公益法人所管課)
・恩給受給者住所	恩給受給者	要	・対象者に住所変更届出書を郵送しますので、届出書に記入後、県庁福利厚生室へ返送してください	県庁 福利厚生室 (058) 272 - 1111 (内線2183)
・不動産鑑定士(補)の登録(変更)	不動産鑑定士(補)	要	・合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して、県庁土地対策室に提出(1部)してください。(変更手続きに伴う手数料は必要ありません。)	県庁 土地対策室 (058) 272 - 1111 (内線2343)
・不動産鑑定業者の登録(変更)	不動産鑑定業者	要	・合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、県庁土地対策室に提出(2部)してください。(変更手続きに伴う手数料は必要ありません。)	
・宗教法人の主たる事務所、従たる事務所及び代表役員の住所	法人及び代表役員	不要	・市町村名の変更による手続きは必要ありません。当該市町村における主たる事務所、従たる事務所及び役員の住所は法務局で修正します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、変更の申し出をすることが出来ます。(市町村名変更に伴う変更の申し出は無料です。)	県庁 県民政策室 (058) 272 - 1111 (内線2385)
・特定非営利活動法人の主たる事務所、従たる事務所及び理事の住所	法人及び理事	不要		

【岐阜県関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
結核医療費公費負担	対象となる方	不要	・住所変更手続きは必要ありません	飛騨地域保健所 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 (0577) 33 - 1111 (代表) 県庁 保健医療課 (058) 272 - 1111 (内線2545)
小児慢性特殊疾患医療受診券	左記の受診券をお持ちの方	不要		
・特定疾患医療受給者証	左記の受給者	不要		
・被爆者健康手帳(被爆者健康診断受給者証を含む)	左記の手帳をお持ちの方	要	・合併後、飛騨地域保健所への来庁の際に住所変更の手続きを行ってください。	
・食品衛生法に係る許可 ・と畜場法に係る許可 ・食鳥処理法に係る許可 ・化製場法に係る許可 ・危険な動物に係る許可	左記の許可を受けている方	不要	・住所変更手続きは必要ありません	飛騨地域保健所 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 (0577) 33 - 1111 (代表) 県庁 生活衛生課 (058) 272 - 1111 (内線2564)
・理容所開設届 ・美容所開設届 ・クリーニング所開設届 ・プール設置届	左記の届出をされている方			
・旅館営業許可 ・公衆浴場営業許可 ・興業場営業許可 ・調理師名簿の書換え ・製菓衛生師名簿の書換え ・クリーニング師原簿の書換え	左記の許可を受けている方 調理師 製菓衛生師 クリーニング師			
・特定建築物の届出	左記の届出をされている方			
・建築物製造業 ・建築物空気環境測定業 ・建築物空気調和用ダクト清掃業 ・建築物飲料水水質検査業 ・建築物ねずみ昆虫等防除業 ・建築物環境衛生総合管理業	左記の登録をされている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。ただし、住所変更を希望される方は、登録証明書を添付のうえ手続きを行ってください。	飛騨地域保健所 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 (0577) 33 - 1111 (代表) 県庁 生活衛生課 (058) 272 - 1111 (内線2564)

【岐阜県関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・薬局開設許可 ・医薬品販売業許可	左記の許可を受けている方	不要	・住所変更手続きは必要ありません	飛騨地域保健所 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 (0577) 33 - 1111 (代表) 県庁 薬務課 (058) 272 - 1111 (内線2573)
・医療用具販売業、 賃貸業届出	左記の届出を されている方	不要		
配置従事者の身分証	左記の身分証 をお持ちの方	不要		
医薬品、医薬部外品、 化粧品、医療用具の 製造、輸入販売、修 理業許可	左記の許可を 受けている方	不要		
・毒物劇物販売登録 ・毒物劇物製造、輸 入業登録	左記の登録を 受けている方	不要		
・岐阜県心身障害者 扶養共済制度	制度加入者及び 年金受給権者	不要		
・障害者住宅整備資 金貸付	貸付を受けて いる方	不要		
・介護サービス提供 事業者の指定、許可	居宅サービ ス事業者等	不要	・住所変更手続きは必要ありません	県庁 介護支援室 (058) 272 - 1111 (内線2599)
・介護福祉士等修学 資金貸付	貸付を受けて いる方	不要		
・高齢者住宅整備資 金貸付	貸付を受けて いる方	不要	・住所変更手続きは必要ありません	県庁 高齢福祉課 (058) 272 - 1111 (内線2594)
・母子寡婦福祉資金 貸付金	貸付を受けて いる方	不要	・住所変更手続きは必要ありません	県庁 児童家庭課 (058) 272 - 1111 (内線2639)
・児童扶養手当証書	手当を受給さ れている方			
・児童手当				
・公害関係法令の届 け出・登録	届け出・登録を されている方	不要	・住所変更手続きは必要ありません	県庁 大気環境室 (058) 272 - 1111 (内線2694)
温泉法温泉掘削、増 掘、動力装置許可	左記の許可を 受けている方	不要	・市町村名のみが変わる場合には、手続きの必要はありません。字名等が変わる場合には各地域振興局（事務所）に変更届を出してください。また、市町村及び市町村が加入している団体等については手続きが必要ですのでお問い合わせください。	飛騨地域振興局 環境課 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 (飛騨総合庁舎内) (0577) 33 - 1111 (代表)
温泉法温泉利用許可	左記の許可を 受けている方	不要	・市町村名のみが変わる場合には、手続きの必要はありません。字名等が変わる場合には各保健所に変更届を出してください。また、市町村及び市町村が加入している団体等については手続きが必要ですのでお問い合わせください。	飛騨地域保健所 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 (0577) 33 - 1111 (代表)

【岐阜県関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・産業廃棄物処理業許可 ・産業廃棄物処理施設設置許可	左記の許可を受けている方	不要	・住所変更手続きは必要ありません。 (ただし、許認可等を受けていて変更を望む方は、お問い合わせください。)	県庁 廃棄物対策室 (058) 272 - 1111 (内線2712)
・小規模産業廃棄物処理施設設置等届出 ・積替保管施設、再生活用施設設置届出	左記の届け出をされている方			
・一般廃棄物処理施設設置許可 ・廃棄物再生事業者登録 ・小規模一般廃棄物焼却施設設置届出	左記の許可を受けている方			
・浄化槽設置届出 ・浄化槽保守点検業者登録	左記の届け出をされている方			
・狩猟免許	狩猟免許の交付を受けている方	不要	・住所変更手続きは必要ありません。 (狩猟免許の更新時に住所表記を変更します。ただし、住所変更を希望される方については、飛騨地域振興局で手続きをします。)	飛騨地域振興局 環境課 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 (飛騨総合庁舎内) (0577) 33 - 1111 (代表)
・鳥獣飼養許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	・住所変更手続きは必要ありません。 ただし、住所変更を希望される方については、飛騨地域振興局で手続きを行ってください	
・肥料登録の申請	普通肥料(知事登録)生産業者	要	・合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の肥料登録事項変更届出書及び肥料登録証の書換申請書(登録証の内容に変更がある場合に限る)に変更内容を記入し、合併後の市長による変更の証明書を添付して県庁水田営農振興室に提出(2部)してください。(変更手続きに伴う手数料は必要ありません。)	県庁 水田営農振興室 (058) 272 - 1111 (内線2843)
・肥料販売業務の届出	肥料販売業者 肥料生産業者	要	・合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届出書変更内容を記入し、合併後の市長による変更の証明書を添付して県庁水田営農振興室に提出(2部)してください。(変更手続きに伴う手数料は必要ありません。)	
・特殊肥料生産業者の届け出	特殊肥料生産業者		・合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届出書変更内容を記入し、合併後の市長による変更の証明書を添付して県庁水田営農振興室に提出(2部)してください。(変更手続きに伴う手数料は必要ありません。)	

【岐阜県関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・ 農薬販売の届け出	農薬販売者	要	・ 合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届出書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して病虫害防除所に提出（正副2部）してください。	病虫害防除所 飛騨支所 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 （飛騨総合庁舎内） （0577）33 - 1111（代表）
・ 農業改良資金	農業改良資金を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	県庁 水田営農振興室 （058）272 - 1111（内線2843） （実際の届け出は最寄りの融資機関）
・ 動物用医薬品販売業許可	左記の許可証をお持ちの方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	県庁 畜産振興室 （058）272 - 1111（内線2874）
・ 診療施設の開設届	左記の届出をされている方	不要		
・ 漁船登録	漁船登録証票の交付を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。登録漁船の検認申請時や変更登録申請時に住所表記を変更します。ただし、検認の前に住所変更を希望される方は、水産振興室で手続きを行います。	県庁 水産振興室 （058）272 - 1111（内線2893）
・ 遊漁船業の登録	遊漁船業の登録を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。遊漁船業の更新申請時や変更登録申請時に住所表記を変更します。ただし、更新等の前に住所変更を希望される方は、水産振興室で手続きを行います。	
・ 旅行業及び旅行業代理業	岐阜県知事登録旅行業者及び旅行業者	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届等時に併せて手続きを行ってください。	飛騨地域農林商工事務所 産業労働課 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 （飛騨総合庁舎内） （0577）33 - 1111（代表）
・ 専用水道の確認申請又は新規専用水道の届出	専用水道を設置されている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	飛騨地域保健所 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 （0577）33 - 1111（代表）
・ 口座振込依頼書兼債権者登録票	登録申請者の方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	県庁 出納管理課 （058）272 - 1111（内線3217）
・ （県図書館の蔵書貸し出しのための）貸出証	貸出証を持っている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	岐阜県図書館 〒500 - 8368 岐阜市宇佐4 - 2 - 1 （058）275 - 5111
・ （視聴覚教具貸与申請に必要な）映写技術証	映写技術証を持っている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	社会教育課 （058）272 - 1111（内線3574）
・ 県職員、警察官及び市町村立小中学校職員等採用試験	受験を申し込んだ方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	県庁 人事委員会事務局職員課 （058）272 - 1111（内線3256）

【岐阜県関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・道路占用許可	道路の占用許可を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	古川建設事務所 管理課 〒509 - 4263 古川町上野617 - 1 (0577) 73 - 2911 (代表)
・河川占用許可	河川の占用許可を受けている方	不要		
・砂防指定地内行為許可	左記の許可を受けている方	不要		
・急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	左記の許可を受けている方	不要		
・地すべり防止区域内行為許可	左記の許可を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません	県庁 砂防課 (058) 272 - 1111 (内線3745)
・都市公園占用、設置、管理、利用等許可	左記の許可を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません	県庁 公園緑地課 (058) 272 - 1111 (内線3773)
・林地開発許可	左記の許可を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	飛騨地域農林商工事務所 産業労働課 〒506 - 8688 高山市上岡本町7 - 468 (飛騨総合庁舎内) (0577) 33 - 1111 (代表)
・保安林内立木伐採許可	左記の許可を受けている方	不要		
・保安林内立木伐採届	左記の届出をされている方	不要		
・保安林内間伐届	左記の届出をされている方	不要		
・保安林内作業許可	左記の許可を受けている方	不要		
・保安林内緊急作業届	左記の届出をされている方	不要		
・保安林内下草、落葉又は落枝の採取届	左記の届出をされている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	県庁 森林保全室 (058) 272 - 1111 (内線3196)
・保安林の指定及び指定の解除	左記の申請をしている方	不要		
・森林整備入札参加資格者名簿	左記の名簿に登録されている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。ただし、県外登載者は、変更届により住所変更を行ってください。	県庁 出納管理課 (058) 272 - 1111 (内線3212)
・岐阜県入札参加資格者名簿	左記の名簿に登録されている方	不要		

【岐阜県関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・ 森林国営保険の保険証書	保険契約者及び被保険者	要	・ 住所変更の手続きが必要ですので、岐阜県森林組合連合会、各森林組合、県庁森林課森林保全担当にお問い合わせください。 (ただし、変更期限の設定はありませんので、契約している森林に損害が発生し、保険金の支払い手続きを行う時点で変更していただいても支障はありません。)	県庁 森林整備室 (058) 272 - 1111 (内線3191)
・ 宅地建物取引業免許証及び宅地建物取引主任者証	各免許証及び主任者証の交付を受けている者	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 宅建業法上の書き換え(更新を含む)時に変更します。	県庁 建築指導課 (058) 272 - 1111 (内線3783)
・ 建築士事務所登録二級、木造建築士免許	左記の登録を行っている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	
・ 解体工事業の登録	左記の登録を行っている方	不要	・ 市町村名のみ変わる場合には手続きの必要はありません。 ただし、字名等が変わる場合は右記の問い合わせ先に変更届を提出してください。	古川建設事務所 管理課 (0577) 73 - 2911 (代表)
・ 建設工事入札参加資格者名簿登録	左記の名簿に登録されている方	不要		
・ 浄化槽工事業登録	左記の登録を行っている方	不要		
・ 特例浄化槽工事業の届出	左記の届け出を行っている方	不要		
・ 建設業許可	左記の許可を受けている方	不要	・ 市町村名のみ変わる場合には手続きの必要はありません。 ただし、字名等が変わる場合は右記の問い合わせ先に変更届を提出してください。	(大臣許可) 県庁 建設政策課 (058) 272 - 1111 (内線3647) (知事許可) 古川建設事務所 管理課 〒509 - 4263 古川町上野617 - 1
・ 警備業認定証 ・ 警備員指導教育責任者証(本籍) ・ 機械警備業務管理者証(本籍) ・ 警備業各検定証(本籍) ・ 古物営業許可証 ・ 質屋営業許可証 ・ 風俗営業許可証	左記の許可証の交付を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	古川警察署 生活安全課 〒509 - 4252 古川町朝開町1401 (0577) 73 - 0110 神岡警察署 生活安全課 〒506 - 1121 神岡町殿1075 - 3 (0578) 2 - 0110

【岐阜県関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・ 自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。ただし、更新前に変更を希望される方は、警察署又は運転者講習センターで手続きを行います。	古川警察署 交通課 〒509 - 4252 古川町朝開町1401 (0577) 73 - 0110 神岡警察署 交通課 〒506 - 1121 神岡町殿1075 - 3 (0578) 2 - 0110
・ 銃砲刀剣類所持許可証	銃砲刀剣類所持者	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	古川警察署 生活安全課 〒509 - 4252 古川町朝開町1401 (0577) 73 - 0110 神岡警察署 生活安全課 〒506 - 1121 神岡町殿1075 - 3 (0578) 2 - 0110
・ 猟銃用火薬类等譲受許可証	猟銃等所持者			
・ 緊急自動車指定（届出確認）証 ・ 道路維持作業用自動車指定（届出確認）証	左記指定（届出確認）証の交付を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い、会社名や組織名等が変わる場合、緊急自動車は警察署又は交通規制課で、道路維持作業用自動車は交通規制課でそれぞれ手続きを行ってください。	
・ 自動車保管場所証明書 ・ 道路使用許可証 ・ 駐車許可証 ・ 通行禁止道路通行許可証 ・ 制限外積載許可証 ・ 設備外積載許可証 ・ 荷台乗車許可証 ・ 制限外けん引許可証 ・ 緊急通行車両事前届出証	左記の許可証の交付を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 短期につき、更新や記載事項変更届出がないため	古川警察署 交通課 〒509 - 4252 古川町朝開町1401 (0577) 73 - 0110 神岡警察署 交通課 〒506 - 1121 神岡町殿1075 - 3 (0578) 2 - 0110